平成２２年（フ）第１４９５４号
東京都北区上十条３丁目22―７―301
破産者　井上　努男
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７０４７号
東京都足立区千住緑町２丁目19―３―207
破産者　大原達之助
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７２５５号
東京都足立区中川１丁目３番26―203号
破産者　医療法人社団翔光会
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１６９号
東京都江東区木場６丁目６番２―302号
破産者　株式会社鴻基
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１７０号
東京都新宿区大久保２―７―11―102、住民票上の住所東京都江東区木場６丁目６―２―302
破産者　西田　　司
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２１１号
東京都港区新橋４丁目６番３号
破産者　土田木工株式会社
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９３０７号
千葉県長生郡白子町剃金594―７
破産者　宮崎　雄策
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４０４号
東京都墨田区向島５丁目36―12　大塚幸方
破産者　市川　弓子
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４７３号
神奈川県横須賀市日の出町３丁目８―302
破産者　石川　輝夫
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９７２４号
埼玉県坂戸市泉町３丁目３―６　いずみ２番館205、開始決定時の住所埼玉県志木市本町２丁目15―29
破産者　杉田　　恒
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７６８号
東京都足立区鹿浜４丁目８―６　第２阿部ハイツ303
破産者　鈴木　　豊
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５４０号
千葉県四街道市和良比731―１―205
破産者　村田太喜男
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６７０号
東京都町田市野津田町1852番地
破産者　株式会社セイバー
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６７１号
東京都日野市落川７―５
破産者　伊藤　親助
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９９７号
東京都練馬区高松６丁目32―２―401
破産者　山下　直樹
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８号
東京都北区赤羽北２丁目２番12号
破産者　有限会社清水製本プラス紙工
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９号
東京都新宿区細工町３―21
破産者　清水　弘之
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９６号
東京都目黒区中町１丁目27番９号
破産者　株式会社カイソフトウエア
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９６号
東京都台東区柳橋２丁目15番５号
破産者　株式会社星光
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９７号
東京都品川区旗の台２丁目１―16―５Ｆ
破産者　佐藤　　大
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３９号
東京都文京区本郷１丁目27―８―205
破産者　利根川伸行
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２３３号
神奈川県横浜市青葉区荏田西２丁目３―１―911
破産者　佐藤　　聡
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部